

# 報告書

平成27年7月6日  
電力先物市場協議会

## 第1. はじめに

### 1. 電力システム改革と電力取引を巡る環境変化

現在、電力システム改革の様々な取組が進められているところであり、2016年に、電力システム改革の第二段階として、電力の小売・発電の全面自由化が行われる予定である。こうした電力システム改革の進展に伴い、様々なプレーヤーの新規参入が促され、卸電力市場における電力の現物取引が更に活性化することが期待される。

### 2. 先物市場の意義

このような環境変化の中で、電力先物市場は、小売電気事業者、発電事業者、電力需要家などにとって、将来の電力価格をあらかじめ確定し、電力価格の変動リスクを回避する重要な手段である。また、電力先物市場を通じて、将来の電力価格が発信されることにより、小売電気事業者や発電事業者に加え、電力需要家にとっても、今後の事業活動の見通しが立ちやすくなる効果も期待される。そのため、電力先物市場は、電力改革を進める中で我が国の小売電気事業者、発電事業者、電力需要家などにとって必要となる産業インフラであり、その円滑な創設が求められる。

なお、欧米の先行事例を見ても、電力自由化の進展と併せて、電力先物市場の創設が行われているところである。

また、日本再興戦略改訂2014（平成26年6月閣議決定）においても、電力先物取引を含めて、「エネルギー先物市場の整備等の取組を、着実かつ早急に進める」とされているところである。

### 3. 当協議会の創設

以上のような背景を踏まえ、本年3月、電気事業者、電力需要家、金融機関、商品取引所などの実務担当者を集め、電力先物市場協議会を設置し、電力システム改革の具体化に向けて、我が国における電力先物市場の望ましい枠組みについて、諸外国の参考事例も参考にしつつ、検討・協議を行ってきた。

本協議会における検討結果については、以下のとおりである。

## 第2. 卸電力市場の市場構造と取引の状況

### 1. 卸電力市場の概要

我が国の卸電力市場については、一般社団法人日本卸電力取引所において、平成17年から、取引が行われているところである。現在、一般電気事業者、卸・発電事業者、新電力事業者など、113社が取引会員となっている。

現在の日本卸電力取引所においては、卸電力市場として主として以下の市場が設置されている。

- ① 翌日受渡しする電気（30分単位）を取引する「スポット市場（1日前市場）」、
- ② 受渡し当日の気温変化などによる需要の増減や、発電不調などに対応するため、当日に受渡しを行う電気（30分単位）を取引する「時間前市場」、
- ③ 年間、月間、週間などの将来の電気（24時間、または、8時から18時までの昼間）を取引する「先渡市場」

このうち、主に活発な取引がなされているのは、スポット市場（1日前市場）である。

### 2. 卸電力市場の取引状況

卸電力市場における取引実態については、スポット市場（1日前市場）の取引実績をみると、74億kWh（平成24年度）、103億kWh（平成25年度）、126億kWh（平成26年度）と、年々、着実に増加してきているところである。

なお、卸電力市場におけるスポット市場（1日前市場）の取引が我が国の電気事業者の販売電力量に占める割合は、平成26年度においては、1.5%程度（126億kWh／8554億kWh）となっている。

以上のような卸電力市場の市場構造や取引実態を踏まえると、電力価格の変動リスクを回避する必要性（ヘッジニーズ）は、スポット市場（1日前市場）におけるものが最も想定され、こうしたニーズに適切に対応すべく、我が国の電力先物市場の整備がなされていくべきである。

### 第3. 電力先物市場の諸外国の事例

#### 1. 主な取引所における電力先物取引

##### (1) EEX Power Derivatives 取引所

ドイツ、オーストリア、フランス、イタリア、北欧、スペイン、オランダ、ベルギー等の電力を先物市場に上場している。上場している電力としては、ベースロード、ピークロード(平日の8時から20時)、オフピーク(ピーク以外の時間帯、ドイツ、オーストリアのみ)となっている。

取引の方法としては、グループ会社である EPEX Spot 取引所におけるスポット市場(1日前市場)の価格を最終決済価格とした差金決済取引が中心である。ただし、フランス、オランダ、ベルギーについては、店頭取引の清算(クリアリング)のニーズに対応するため、差金決済取引に加えて、別途、現物の受渡しを伴う先物取引として電力を先物市場に上場している。

清算(クリアリング)については、グループ会社である European Commodity Clearing 社において、電力の現物取引と先物取引の清算が一元的に行われている。

##### (2) NASDAQ OMX Commodities 取引所

北欧、バルト三国、イギリス等の電力を先物市場に上場している。上場している電力としては、ベースロード、ピークロード(平日の8時~20時)となっている。

取引の方法としては、北欧の Nord Pool Spot 取引所におけるスポット市場(1日前市場)のシステムプライスなどを最終決済価格とした差金決済のみとなっており、電力の現物の受渡しは伴わない仕組みとなっている。

清算(クリアリング)については、グループ会社である NASDAQ OMX Clearing 社において行われている。

##### (3) ニューヨーク商業取引所 (NYMEX)

米国内の各地域の電力を先物市場に上場している。上場している電力としては、ピークロード(平日の8時から23時)、オフピーク(ピーク以外の時間帯)となっている。

取引の方法としては、米国内の各 RT0(地域送電機関)や ISO(独立系統運用機関)におけるスポット価格を最終決済価格とした差金決済取引のみとなっており、電力の現物の受渡しを伴わない仕組みとなっている。

清算(クリアリング)については、グループ会社である CME Clearing

社において行われている。

#### (4) ICE Futures US 取引所

米国内の各地域の電力を先物市場に上場している。上場している電力としては、ピークロード（平日の8時から23時）、オフピーク（ピーク以外の時間帯）となっている。

取引の方法としては、米国内の各 RT0（地域送電機関）や ISO（独立系統運用機関）におけるスポット価格を最終決済価格とした差金決済のみとなっており、電力の現物の受渡しを伴わない仕組みとなっている。

清算（クリアリング）については、グループ会社である ICE Clear Europe 社において行われている。

## 2. 諸外国における電力先物取引の活用例

電力自由化が進展している欧米各国においては、電力のスポット市場を通じた電力の調達や販売が活発に行われている。電力については、現物の貯蔵が容易ではないことや、需要の弾力性が低いなどの理由により、需給状況に応じて価格が変動しやすい性質を有している。

そのため、発電事業者にとっては、発電用燃料価格のヘッジと電力価格のヘッジを併せて行うことにより、あらかじめ発電事業の利益を確定させるニーズが大きいと考えられる。また、小売電気事業者や電力需要家にとっても、購入する電力価格をヘッジすることにより、安定した事業見通しを立てることが可能となるという効果が期待される。

そうした観点から、欧米における電力を先物市場に上場している取引所においては、電力以外にも、発電用燃料にも活用される天然ガスや石炭などのエネルギー商品が併せて先物市場に上場されている。

我が国の電力先物市場の構築に当たっては、こうした諸外国の先行事例を参考にしつつ、我が国の電力需給の状況や市場構造等を十分に勘案して、検討がなされるべきである。

## 第4. 望まれる電力先物取引の枠組み

### 1. 先物市場に上場すべき電力について

#### (1) 論点

電力を扱う様々な事業者のヘッジニーズ等に対応した電力を先物市場に上場することは重要である。その一方で、流動性の分散を避け、電力先物取引の厚みを増していく観点から、標準的な取引に絞って電力を上場していくことも重要である。以上を勘案し、我が国において上場すべき電力としては、どのようなものが考えられるか。

#### (2) 本協議会における検討

##### ①ベースロードについて

ベースロード（1日における24時間分の電力）については、特定の時間帯について限定をしたものではなく、多くの電力取引を行う小売電気事業者、発電事業者、電力需要家などにとって、標準的な取引の一つであると考えられる。

そのため、ベースロードについては、幅広い事業者が将来の価格変動リスクのヘッジニーズ等を有するものと考えられるため、ベースロードの電力の上場を行うべきである。

##### ②日中ロードについて

平日の日中などについては、その他の時間帯に比べて電力消費量が多いことから、ベースロードとは別に、リスクヘッジのニーズ等が生じることが想定される。そのため、ベースロードとは別に、日中ロードの電力の上場を行うべきである。

その際、具体的な日中ロードとして定める時間帯は、市場参加者のリスクヘッジのニーズ等を踏まえて定められる必要がある。具体的には、日本卸電力取引所の先渡取引において、昼間型の時間帯は、平日の8時から18時までとなっていることを踏まえて設定がなされるべきである。日本卸電力取引所において、先渡取引の昼間型の時間帯が8時から18時と定められた背景としては、日本卸電力取引所の取引参加者が平日の日中のスポット取引の将来価格の予測を行いやすい時間帯であったり、オフィスやビル等を電力の供給先とする新電力事業者の需要が高まる時間帯であるとの声が多かったことなどがあった。

なお、日本卸電力取引所のスポット取引のインデックスの日中時間が8時から22時と設定されていることから、日中ロードの時間帯を平日の8時から22時までとすることも考えられる。しかしながら、この時間帯についてヘッジニーズ等を有するという意見は、

本協議会での検討においては少数であった。

### ③ピークロードについて

日中ロードの電力の上場に加えて、さらに取引対象となる時間帯を限定したピークロードの電力の上場を行うかについては、夏期や冬期といった季節や、事業者が電力の需要や供給を行う地域によって、またさらに、高圧電力・特別高圧電力と低圧電力に応じて、電力需要がピークとなる時間帯が異なっている。そのため、当初は店頭取引の枠組みを利用して参加者のニーズを集約化させながら、標準的な時間帯の設定を見定めるべきである。

### (3) 対応の方向性

電力先物市場においては、最も標準的な取引として、ベースロードの電力を上場すべきである。

また、平日の日中については、ベースロードとは別の需給やヘッジニーズ等が存在すると考えられるため、事業者のヘッジニーズ等を勘案し、日中ロードとして、平日8時から18時までの電力を上場すべきである。

他方、ピークロードについては、当面は、個別のニーズに応じて、店頭取引やそのクリアリングサービスの提供によって対応がなされるべきである。

## 2. 決済期限について

### (1) 論点

電力先物取引において、どのくらい先までの期間を決済期限とする取引を行うべきか。

### (2) 本協議会における検討

電力先物取引において、どのくらい先までの期間を決済期限とする取引を行うべきかについては、我が国の小売電気事業者、発電事業者、電力需要家などのニーズを踏まえて、設定がなされるべきである。

他方、数年先などの長期の期間を決済期限とする電力については、その需給の見通しを立てることが困難であるなどの理由から、仮に上場したとしても活発に取引が行われず、十分な流動性が確保できないことから、公正な価格形成や適切にヘッジニーズ等に対応した取引が行えない懸念もある。

そのため、決済期限は、事業者のリスクヘッジ等のニーズと、電力の先物市場への上場後に想定される取引量のバランスをとりながら、検討されることが重要である。

電力の発電や小売などにおけるニーズとしては、毎年1月に次年度の電力の需給計画等を立てることから、1月から翌年3月までの15ヶ月程度先までを見越した電力先物取引のニーズが想定される。また、12月から2月頃にかけて、翌年度の電力調達等に対する官公庁入札があることから、こうした取引のヘッジに対応していくためにも、少なくとも15ヶ月程度の期間の電力の先物市場への上場が必要となる。

他方、発電等のプロジェクトの予見性を高めていくためには、数年先などの長い期間について、電力の価格指標が示されることが望ましいとも考えられる。しかしながら、数年先については、電力の需給状況等が変わることから、電力価格の予測が難しく、先物取引を活発に行いにくいことも考えられる。

なお、海外の商品取引所においては、エネルギー関連商品において、3年先や5年先を決済期限とした商品の先物市場への上場がなされている。しかしながら、こうした長期の決済期限については、実際の取引として、商品取引所の先物取引において約定するよりも、むしろ、取引所外の店頭取引で約定させた取引について、取引相手のカウンターパーティリスクの遮断等の観点から、商品取引所における清算（クリアリング）を行うため、商品取引所で約定した先物取引としてみなして取り扱いが行われているという実態がある。

### **(3) 対応の方向性**

商品取引所における電力先物の約定のしやすさや、電力の需給の見通しの容易さの観点から、決済期限については、1ヶ月単位で、最長15ヶ月先までの電力を、先物市場に上場すべきである。

他方、発電プロジェクト等の要請により、15ヶ月よりも長期の電力の価格指標のニーズも存在することから、電力のフォワードカーブの算出手法や人材育成の検討を行うことや、15ヶ月よりも長期の電力価格の店頭取引やそのクリアリングサービスの創設についても、電力の上場と併せて検討がなされるべきである。

## **3. 各地域のエリアプライスの扱いについて**

### **(1) 論点**

我が国においては、連系線の制約等により、日本卸電力取引所のスポット市場（1日前市場）において市場分断処理が行われた場合には、分断したエリアごとに約定がなされる（※）。こうした場合には、システムプライス（全国の電力需給に基づいた価格）と各地域のエリアプライスとの間に差額が生じることとなるが、どのように対応していくべきか。

※例えば、東京中部間連系線設備においては、取引全体（1日ごとに30分単位の48商品×365日＝17500商品）のうち、約3割程度の取引において市場分断が発生（2014年度）。

## （2）本協議会における検討

電力先物取引の流動性を高めていくためには、とりわけ当初は、できるだけ事業者ニーズを単一の商品に集中させることが重要である。そうした観点から、市場分断の影響を受けることのないシステムプライスを原資産とする先物市場を開設し、様々な参加者を取引に参加させ、電力先物取引の流動性を高めていくことが重要である。

他方、電力の市場分断の発生を考慮して、全国、東日本、西日本に分けて、それぞれのエリアプライスの市場も作ることも考えられるが、この方法は各市場に流動性が分散してしまうことが懸念される。また、現時点において、システムプライスとエリアプライスの差額の理論的な価値を算出するモデルがないのであれば、エリア別の電力を先物市場に上場したとしても、金融機関等の参加を期待することが難しく、電力先物取引の流動性を高めることは難しいと考えられる。

なお、海外においても、システムプライスとエリアプライスの差額などについては、店頭取引などにおいてリスクヘッジ等が行われている。そのため、我が国においても同様のニーズが存在するのであれば、そうしたリスクヘッジ等のニーズに対応した店頭取引が行われるようになることも考えられる。

他方、ヘッジ会計（ヘッジが有効である等の一定の条件を満たす場合に、ヘッジの効果を会計に適切に反映させるもの）の観点からは、各地域に存在する事業者がそれぞれのエリアプライスで先物取引の決済ができるのであれば、ヘッジ手段（電力の先物取引価格）とヘッジ対象（電力の現物取引価格）が100%一致するため、ヘッジの有効性の観点から、ヘッジ会計の適用についてもより明確になる。この点については、システムプライスと各エリアプライスは高い相関を有していることから、エリアプライスの電力の上場を行わない場合に、必ずしもヘッジ会計の適用が難しくなるとは言えないと考えられる。

（参考）システムプライスと各エリアプライスとの相関係数（2014年度）

北海道	0.87	北陸	0.98	中国	0.98
東北	0.95	中部	0.98	四国	0.98
東京	0.95	関西	0.98	九州	0.98

出典：日本卸電力取引所の公表する価格に基づいて経済産業省が算出。



### (3) 対応の方向性

電力先物における流動性を高める観点から、まずは、システムプライスの電力を先物市場に上場すべきである。

他方、各地域のエリアプライスの値差をヘッジするニーズが存在するものの、システムプライスと各エリアプライスとの差額について、流動性を分散させる可能性のある東西別の市場は、当面上場せず、その間のニーズ対応は事業者の相対取引で対応していくべきである。

将来的には、欧米等の状況も勘案し(例えば、NASDAQ OMX Commodities 取引所において、Nord Pool Spot 取引所におけるスポット市場(1日前市場)のシステムプライスと、各地域のエリアプライスの値差をヘッジする先物取引が上場されている。)、各地域のエリアプライスの値差をヘッジする先物取引やスワップ取引の上場について、検討をしていくべきである。

## 4. 先物取引の種別について

### (1) 論点

先物取引の種別として、現物の受渡しを伴う現物決済先物取引とすべきか、あるいは現物の受渡しを伴わない現金決済先物取引とすべきか。

### (2) 本協議会における検討

電力については、送電制約等の理由により、先物取引を通じて事業者が現物の受渡しを希望していたとしても、受渡しの不履行が生じる懸念がある。したがって、電力先物取引の決済を円滑に行う観点から、電力先物市場において、現金決済先物取引とすることが合理的である。

なお、NASDAQ OMX Commodities 取引所(北欧、イギリス等の電力先物市場)、EEX Power Derivatives 取引所(ドイツ、フランス等の電力先物市場)、ニューヨーク商業取引所(米国の電力先物市場)など、外国の電力先物市場においては、現金決済先物取引が採用されているところである。

また、現金決済先物取引とすることにより、先物取引に伴う現物の電力の受渡しが発生しないため、金融機関その他の機関投資家などのリスクテイクが電力先物取引に参加しやすくなる利点も考えられる。

現金決済先物取引における最終決済価格として参照する価格指標としては、先物取引の決済期日直前の急激な価格変動や受渡し対象となる電力の買占め等の相場操縦の懸念に対応する観点から、日本卸電力取引所のスポット取引(1日前市場)におけるシステムプライスの「月

間平均価格」を用いるべきである。

### (3) 対応の方向性

電力先物の取引の種別については、日本卸電力取引所のスポット取引（1日前市場）におけるシステムプライスの「月間平均価格」を最終決済価格とした現金決済先物取引とすべきである。

## 5. 取引単位について

### (1) 論点

1ヶ月間の電力を先物市場に上場することとなるが、取引単位について、毎月の日数に応じて約定できる最低の取引単位を変動させるべきか（例えば、月間28日であれば28日分に相当する電力、月間31日であれば31日分に相当する電力など、その月の日数に応じて約定できる取引単位を変更する）。あるいは、毎月の日数にかかわらず、約定できる取引単位を固定すべきか（例えば、日数のいかにかわらず、約定できる取引単位を30日分に相当する電力に固定する）。

### (2) 本協議会における検討

事業者のヘッジニーズ等に適切に対応していく観点からは、毎月の日数に応じて、電力先物取引における取引単位（取引対象となる電力量）を変動させることが望ましい。この点については、今後、様々な事業者が電力先物取引に参加することが想定される中で、事業者による電力先物取引の管理が容易となる効果も期待される。

また、ヘッジ会計の観点からも、ヘッジ対象（電力の現物取引で取引を行う電力量）とヘッジ手段（電力先物取引で取引を行う電力量）が近くなることから、事業者がヘッジ会計を適用しやすくなる効果も考えられる。

### (3) 対応の方向性

事業者のヘッジニーズ等に適切に対応し、また、電力先物の取引管理が容易になることや、ヘッジ会計の適用を行いやすくなるなどのメリットが考えられることから、毎月の日数に応じて約定できる取引単位を変動させる設計とすべきである。

## 第5. マネーゲームの防止策

### 1. 論点

電力先物市場の創設に当たっては、電力の安定供給の確保や適正な価格の形成に悪影響が及ばないように、現物の電力の需給や取引の状況に十分に配慮した上で進めていくことが必要となる。

その際、現物市場における取引の厚みが十分にあることや、実需に基づく取引が先物取引の主体となるようにしていくことが必要となるが、具体的にどのように対応をしていくべきか。

### 2. 本協議会における検討

先物市場への商品の上場、すなわち、商品先物市場の開設については、経済産業大臣の認可が必要とされている（商品先物取引法第156条第1項）ところ、かかる上場認可の際の基準として、①取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が1年以上継続して電力の売買等を業として行っていること（同法第156条第5項第1号、同法第80条第2号イ）、②先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれること（同法第156条第5項第1号、同法第80条第3号）、などが規定されている。こうした認可基準に従って、経済産業省において適切に判断がなされるべきである。

また、上場後においては、商品取引所における対応として、他の商品先物取引と同様に、①特定の取引参加者による市場支配等を未然に防止する措置（建玉制限）、②市場における相場の過熱を抑制する措置（サーキットブレーカー）、③不公正な取引行為を監視する市場監視システムの導入、などを行い、ファンダメンタルズから乖離した電力の先物価格の形成を防止していくことが重要である。また、経済産業大臣は、過大な数量の取引や不当な価格が形成されるおそれがある場合には、商品取引所や取引参加者に対して、取引の数量の制限等を命ずることができることとなっている。

加えて、商品取引所や経済産業省において、適切に市場監視がなされることが重要である。今般の電力先物取引の検討においては、先物取引における最終決済価格を日本卸電力取引所のスポット取引（1日前市場）におけるシステムプライスの「月間平均価格」としているところである。そのため、決済期日が近づくにしたがって、電力先物取引の価格が安定化してくることが想定される。いずれにしても、不公正取引や相場操縦がなされないよう、適切に市場監視がなされることが重要である。

他方、電力先物取引については、新しく始まる取引であるため、どの

ような行為が不公正取引や相場操縦に該当するおそれがあるのかについて、市場参加者に対して適切に周知がなされることが重要である。また、発電所関連のインサイダー情報を元にした不公正取引が行われないようにすることも重要である。

### **3. 対応の方向性**

電力の先物市場への上場認可に際しては、商品先物取引法に基づいて、電力の安定供給や適正な電力価格の形成に悪影響が及ばないよう、経済産業省において適切に判断がなされるべきである。

また、上場後の市場管理や市場監視についても、建玉制限やサーキットブレーカーなどの仕組みを導入するとともに、日本卸電力取引所における現物取引の市場監視とも連携して、商品取引所や経済産業省における適切な市場監視がなされるべきである。その際、マネーゲームを防止することは大前提としつつ、過度に市場参加者の取引を萎縮させることがないようになされることが重要である。

さらに、市場参加者の予見性を高める観点から、どのような取引が不公正取引や相場操縦に該当するおそれがあるのかについて、取引所から市場参加者に対して適切に周知されることが重要である。

## 第6. その他

### 1. 清算の効率化について

#### (1) 論点

電力先物取引を行う事業者のうちの多くは、電力の現物取引とヘッジのための電力や燃料の先物取引を併せて行うことが想定される。そのため、事業者の利便性や資金効率、清算業務の効率性を向上させていく観点から、取引の清算（クリアリング）の仕組みをどのようにしていくべきか。

#### (2) 本協議会における検討

事業者の資金効率や取引管理の利便性の観点からは、取引種別や取引単位のみならず、取引の清算（クリアリング）について、資金移動の合理化も含め、清算の効率化をしていくことが重要である。

また、電力先物取引については、1件当たりの取引が多額となることから、清算（クリアリング）の安定性を高めるような仕組みを構築していくことも重要である。

なお、電力の店頭取引の清算（クリアリング）についても、併せて市場ニーズに応じてサービス提供がなされることが重要である。

#### (3) 対応の方向性

電力の現物取引や先物取引を行う事業者の利便性や資金効率の向上や、清算業務の効率化を図る観点から、利用者のニーズも踏まえ、清算の効率化に向けた検討を進めていくべきである。

## 2. 先渡市場の扱いについて

### (1) 論点

電力を先物市場に上場する際に、日本卸電力取引所において行われている先渡取引と類似する側面もあることから、電力先物取引と先渡取引が並存する場合には、電力先物取引の流動性を分散させるという懸念もある。この点について、どのように考えるべきか。

### (2) 本協議会における検討

現在の先渡市場については、事業者が、1週間先を中心に、スポット市場（1日前市場）における現物の電力取引量をあらかじめ確定させることを主な目的として活用をしている。この点については、電気事業法に基づいて各電力会社が作成する供給計画においても、卸電力取引所からの調達については、先渡取引において既に約定しているものを計上することとされているところである。

他方、スポット市場（1日前市場）において、日々、一定の売買注文を行うとともに電力先物取引を通じてヘッジを行うことで、現在の先渡市場と同様の機能を果たすことができるとも考えられる。しかしながら、現在の我が国の電力需給の状況等に鑑みると、先渡市場を通じて、計画的にあらかじめ電力の調達量を見通せることについては、電力の安定供給の観点から一定の意義があると考えられる。

### (3) 対応の方向性

現在の先渡市場については、電力の現物調達として重要な機能が期待され、電力価格のリスクヘッジや将来の価格形成といった電力先物市場の機能とは異なる側面を有すると考えられる。そのため、当面は、現在の先渡市場を維持していくことが適当である。

なお、今後の電力システム改革に進展に伴って、スポット市場（1日前市場）や時間前市場における取引の厚みが更に増していくことが期待される。これに伴い、これらの市場における電力の現物調達の蓋然性が高まっていくことが想定され、その際には、改めて先渡市場の位置付けについて評価していくことが重要である。

## 第7. 最後に

電力先物市場の構築は、電力システム改革の具体化を進めていく上で、重要な要素の一つである。今般の電力先物市場協議会における検討を踏まえて、今後、商品取引所や各事業者などにおいて、電力先物取引のために必要となる社内体制やシステム等の整備を含め、電力の先物市場への上場に向けた具体的な準備が進められることが重要である。その上で、2016年に、電力システム改革の第二段階として電力の小売・発電の全面自由化が行われた後は、諸外国の状況を踏まえ、電気事業者や新規参入するプレーヤー等のリスクヘッジのニーズ等に適切に対応するため、可能な限り速やかに、電力の先物市場への上場がされるべきである。そのためにも、我が国の電力の現物取引の活性化が重要であり、現物取引の厚みの増加に向けた取組が期待される。

また、電力自由化が進展している諸外国においては、電力のみならず、天然ガス、石炭などを含めたエネルギー商品を先物市場に総合的に上場した取引所が発達している。我が国においても、電力システム改革を進める上での重要なインフラとして、エネルギー先物市場の構築が求められる。

そうした観点から、今後、電力システム改革の進展を通じた様々な状況の変化に伴い、電力先物市場に期待される事業者のヘッジニーズ等も変化してくることが考えられる。そのため、電力の先物市場への上場後においても、商品取引所と市場参加者との間で継続的に対話がなされ、事業者のヘッジニーズ等に適切に対応した電力先物市場としていくことが重要である。

電力システム改革の着実な実施に向けて、引き続き、関係各位の積極的な取組を期待したい。

以上

(1) 一般電気事業者

関西電力株式会社

中部電力株式会社

東京電力株式会社

東北電力株式会社

(2) 卸電気事業者

電源開発株式会社

(3) 卸供給事業者

大阪ガス株式会社

新日鐵住金株式会社

JX日鉱日石エネルギー株式会社

(4) 特定規模電気事業者

株式会社エネット

丸紅株式会社

株式会社F-Power

(5) 金融機関

ゴールドマン・サックス証券株式会社

株式会社みずほ銀行

(6) 取引所・清算機関

株式会社東京商品取引所

一般社団法人日本卸電力取引所

株式会社日本商品清算機構

(五十音順)